

# 第11回八街市農業委員会総会

平成23年10月20日  
八街市農業委員会

## 平成23年第11回農業委員会総会

平成23年10月20日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1.出席者

- |        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄   | 15.井口政直  |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助   | 16.中川利夫  |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 17.加藤孝一  |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀  | 18.石井とよ子 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一  | 19.関端 旭  |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男  | 20.菅野喜男  |
| 7.林 和弘 | 14.瀬山哲信  | 21.三須裕司  |
|        |          | 22.川野 繁  |

### 2.欠席者

なし

### 3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

### 4.議決事項

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

### 5.その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第14条の規定による農地転用の届出について  
(認定電気通信事業者)
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について
- その他1 平成23年度農業者年金加入推進活動について

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

川野会長

平成23年度第11回の総会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

やはり時期が時期で、寒く大変になってまいりまして、冬はまじかというような陽気になってまいりました。ちょうど、この時期だと皆さん風邪を引きやすい時期でございますので、お互いに気を付けてやってまいりたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第4条、5条、本体で17件、計画変更承認申請1件、農用地利用集積計画の承認1件、農地法施行規則第53条の規定による届出3件、農用地利用集積計画の中途解約1件、平成23年度農業者年金加入推進活動について、合わせまして総件数で24件が提出されております。慎重審議のほどお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

9月22日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は川野会長、栗原委員、関口委員出席のもと実施いたしました。

10月3日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は鈴木部長、小山委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

10月13日、木曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員は三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、加藤委員、森委員出席のもと実施いたしました。

10月17日、月曜日。午後1時30分から部会の面接調査を実施いたしまして、三須副会長、鈴木部長、関口副部長、栗原委員、菅野委員、加藤委員、中川委員、森委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長からの指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月の議席番号は、7番の林委員、8番の鈴木委員をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字榎台、地目畑、面積3千856平方メートルのうち、940.02平方メートル。目的、貸駐車場用地。転用事由、申請地近隣は戸建住宅が多く、住民より駐車場として借りたいという要望が出ており、需要も見込めることから、貸駐車場事業により安定した収入を得たい。

番号2、所在朝日字竹里、地目畑、面積229平方メートル。目的、貸駐車場用地。転用事由、申請地近隣は戸建住宅が多く、住民より駐車場として借りたいという要望が出ており、需要も見込めることから、貸駐車場事業により安定した収入を得たい。

なお、本件につきましては、既に駐車場として転用済みであることから、始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長

立地基準ですけれども、この場所は市役所から北へ約4キロメートル行きましたところの公道に面している場所で、周りがほとんど住宅地と学校に近いということで、貸駐車場をやりたいということで、貸駐車場の台数ですけれども、36台分の貸駐車場を作るとということで、近隣の住民からの要望が26件出ています。そういう関係で、その辺では妥当だろうと思います。周りに対しての周辺の農地は、大体自分のところと自分の兄弟の土地であり、畑より一段低いところで、周りの農地に支障を来すようなことはないと思われれます。そういう関係上、砂利敷きで36台分の駐車場を作って貸すということですので、何ら問題ないと思います。

以上で終わります。

川野会長

次に、小山委員、お願いいたします。

小山委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地条件ですが、申請地はJR八街駅から北西方向へ約1.3キロメートルの地点に位置し、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性ですが、申請地の南側は住宅地を形成している用途地域と隣接しているため、事務指針28ページ、Aのアに該当する第2種農地と判断いたしました。

申請地は既に砂利を敷き、整地がされており、一部駐車場として利用されております。このことについては、申請者から始末書が添付されております。隣接地に対する被害防除計画ですが、申請地と隣接農地の境には、2段積みのブロック、また、雨水及び土砂の流出防止に努め

る計画になっています。

また、申請地は農地と隣接しておりません。隣接農地の所有者の今回の転用事業について確認したところ、申請代理人から事前に説明を受けており、事業計画については了承しているとのことでした。

申請者は近隣居住者からの要望を受けて貸駐車場を計画したとのことであり、申請地は市道を挟んで、申請者宅の真向かいであることから、管理についても容易にできるものと思われます。

また、近隣居住者からも駐車場建設、要望書についても添付されております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、当初の所在八街字大池、地目畑、面積189平方メートル。現在の所在八街字大池、地目畑、面積187平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積188.99平方メートル。当初の目的、専用住宅用地。承継者の目的、貸駐車場及び道路隅切用地。承継事由、現在、叔父の所有している当該申請地の維持管理をしているが、周辺住民から駐車場として借りたいと要望があるため、叔父から当該申請地を譲り受け、貸駐車場事業を始めたい。

なお、本件は議案第3号7番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番については、私の担当でございますので、私から報告をいたします。

議案第2号1番についての調査報告をいたします。

なお、議案第2号1番と議案第3号7番は関連しておりますので、あわせて報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約300メートルに位置しており、位置指定道路を介して市道に面しております。進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、まず、第5条の計画変更については、当初計画は専用住宅用地として許可しましたが、諸般の事情により、住宅建築できなくなったため、土地を管理していた甥が土地を譲り受け、貸駐車場用地として整備する計画に変更しようとするものであります。

次に、本申請は貸駐車場用地ということですが、申請面積は188.99平方メートルであり、計画との関係で面積は妥当と思われます。

資金については、すべて自己資金で賄う計画になっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では、コンクリートブロックを設置し、敷地に碎石を敷き、雨水は宅地内処理する計画になっております。

隣接農地所有者には、説明済みで問題はないとのこと。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

近隣の住民からの要望もあり、土地の有効活用を考え計画したとの理由もあり、必要性についても認められ、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

地元の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての1番から10番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から10番についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積244平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、親の老後の面倒を見るため、親を現在の住居に移住させ、隣接している当該申請地に新たな専用住宅を建築したい。

なお、本件は議案第3号3番及び4番に関連しております。

番号2、区分売買、所在八街字桃園、地目畑、面積338平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、申請地の隣接に息子夫婦と同居しているが、手狭なため、現在の住居は息子夫婦に明け渡し、隣接している当該申請地に新たな専用住宅を建築したい。

なお、本件は議案第3号3番及び4番に関連しております。

番号3、区分使用貸借、所在八街字桃園、地目畑、面積29平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積138平方メートル。転用目的、通路用地。転用事由、上記1番及び2番で申請している専用住宅の通路として利用したい。

なお、本件は議案第3号1番及び2番に関連しております。

番号4、区分使用貸借、所在八街字桃園、地目畑、面積13平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積212平方メートル。転用目的、通路用地。転用事由、上記1番及び2番で申請している専用住宅の通路として利用したい。

なお、本件は議案第3号1番及び2番に関連しております。

また、3番、4番の案件の申請地の一部につきましては、既に道路側溝として利用済みであることから、理由書が添付されております。

番号5、区分売買、所在八街字長谷、地目畑、面積90平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、両親と同居しているが、子どもの成長に伴い、手狭なため、現在の住居を売却し、当該申請地に二世帯住宅の専用住宅を建築したい。

番号6、区分売買、所在八街字大池、地目畑、面積2千876平方メートル。転用目的、宅地分譲9区画用地。転用事由、宅地分譲9区画の造成、販売。

なお、本件は1千平方メートル以上の土地に対する建築行為を前提とした宅地分譲事業となります。この場合、本市におきましては、開発行為に該当することから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われれます。

番号7、区分贈与。所在八街字大池、地目畑、面積187平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積188.99平方メートル。転用目的、貸駐車場及び道路隅切用地。転用事由、現在、叔父の所有している当該申請地の維持管理をしているが、周辺住民から駐車場として借りたいとの要望があるため、叔父から当該申請地を譲り受け、貸駐車場事業を始めたい。

なお、本件は議案第2号1番に関連しております。

番号8、区分売買、所在八街字氷川台、地目畑、面積67平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積216.98平方メートル。転用目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本件は議案第3号9番に関連しております。

番号9、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積142平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積244平方メートル。転用目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

なお、本件は議案第3号8番に関連しております。

番号10、区分売買、所在八街字南四番、地目畑、面積248平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、申請地の隣接地に二世帯で居住しているが、孫の成長に伴い手狭なため、現在の住居は娘夫婦に明け渡し、隣接している当該申請地に新たな専用住宅を建築したい。

以上です。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番から5番、立崎委員、お願いいたします。

立崎委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を申し上げます。なお、2番から4番も関連しておりますので、一括して報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西に0.7キロメートルに位置し、市道に面し、進入路は確保されています。

農地性としては、住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、Bにあたるため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地で面積妥当と思われます。用水は公営水道、雨水は自然浸透、雑排水は合併浄化槽を通し、前面側溝に放流。

資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画になっています。

申請地には、小作人等、権利移転に伴い支障となるものではありません。

造成計画ですが、敷地内の建物や浄化槽の基礎部分からの発生土を利用して整地する計画になっています。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、周囲にブロック積みを施工するため、土砂等の流出はありません。隣接農地はすべて義務者のものです。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

続きまして、2番の調査報告をいたします。この申請地は1番の隣接ですので、農地に関する説明は省略いたします。

資金は自己資金及び借入金にて賄う計画になっています。



造成計画ですが、ほぼ現地盤で利用するため、埋め立ては行いません。用水は個別井戸、雨水は浸透枘、雑排水は合併浄化槽を通し、前面既存側溝に接続し、放流します。

3番、4番は、申請地への進入路です。造成計画は、ほぼ現地盤で利用するため、埋立工事は行いません。

申請地の両端にU字溝を布設し、アスファルト舗装をします。資金は自己資金にて行います。雨水は既存側溝に放流。雑排水はなし。

周辺農地はすべて義務者のものです。

防災計画、1番から4番まで、通勤・通学の時間帯は資材の搬入は行わないようにします。

これらのことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われま

す。続きまして、5番の調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東に0.8キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されています。

農地性としては、住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、隣接する宅地と合わせて282平方メートルで、面積妥当と思われま

す。造成計画、概ね現地盤で利用するため、駐車スペース及び基礎部分は切り土し、発生土で整地します。

用水は公営水道、雨水浸透枘で宅地内処理、汚水・雑排水、合併浄化槽を通し、既存前面道路側溝に放流。資金の確保は借入金で賄う計画になっています。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接農地の耕作者はいません。

防災計画、通勤・通学の時間帯は資材の搬入は行わないようにする。周囲にブロック積み

を施工するので、土砂の流出はありません。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、一般基準、立地基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

川野会長

6番、7番は私の担当でございますので、報告いたします。

先ほど7番は、議案第2号1番のときに同時に申し上げたので、7番は行いません。6番

だけでございます。

議案第3号6番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約300メートルに位置しております。市

道に面しており、進入路は確保されております。現地調査した結果、農地区分としては用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地分譲用地ということでございますが、申請面積は2千

876平方メートルであり、計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金については、すべて借入金にて賄う計画になっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、計画ではコンクリートブロックを設置し、雨水は宅地内処理、汚水は公共下水道に接続する計画になっております。

近隣は住宅が多く、住宅に適していると考え計画したとの理由もあり、許可後は速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも、何ら問題はないものと思われます。

以上、調査報告を終わります。

次に、8番、9番、10番、宮部委員、お願いいたします。

宮部委員

議案第3号8番、9番について報告いたします。

案件8番、9番は権利者が同一人ということで、関連がありますので、まとめて報告させていただきます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より西へ約500メートルに位置し、進入路は市道に面し、確保されております。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、Bに該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、自己資金及び借入金で賄う計画であり、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

申請地は埋め立て、盛り土をせず、既に既存の擁壁もあり、整地のみで工事を行うということです。

被害対策としては、雨水は宅地内浸透、雑排水は本下水に接続して放流するという計画です。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないと思われます。以上です。

続いて、議案第3号10番について調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南へ約1キロメートルに位置し、進入路は既存の道路、これは公衆用道路となっております、4メートル道路が確保されております。

農地性ですが、申請地は住宅密集地に隣接する用途地域内であるため、事務指針28ページ、Bに該当する第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は専用住宅地ということで、申請面積248平方メートルであり、建設面積64.80平方メートルとの関係でも妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。

また、申請地には、小作人等、権利移転に対し、支障となるものはありません。

隣接地農地への影響ですが、ブロック2段積みで、現況地盤の整地のみで行い、特に造成工事は行わないということです。

また、排水については、雨水については浸透枘を設置して、敷地内に処理するというので

す。また、排水は八街公共下水道を使用するということです。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりしましたので、一般質疑をお願いいたします。

いかがですか。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番について、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、6番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。

次に、8番、9番は関連ですので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、8番、9番については、許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての11番から13番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、11番から13番までについてご説明いたします。

番号11、区分売買、所在八街字七本松、地目畑、面積772平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、倉庫業を営んでいるが、業務量の増加に伴い、既存の資材置場が手狭なため、当該申請地を資材置場として利用したい。

番号12、区分使用貸借、所在八街字七本松、地目畑、面積415平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、英語塾を営んでいるが、生徒数の増加に伴い、送迎用の駐車場が必要となったため、当該申請地を駐車場として利用したい。

番号13、区分売買、所在八街字松ヶ久保、地目畑、面積531平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積970平方メートル。転用目的、貸資材置場用地。転用事由、申請地の隣接地で倉庫業を営む会社役員をしているが、パレットなどを保管するスペースがないため、当該申請地を取得し、資材置場として会社に貸し付けたい。

なお、本件につきましては、申請地の一部が既に資材置場として利用されていることから、始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

11番、12番、瀬山委員、お願いいたします。

瀬山委員

議案第3号、番号11の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は交進小学校から北へ約600メートル、県立八街高校から南西方向へ700メートルに位置し、八街市道と権利者代表取締役所有の公衆用道路に面し、進入路は確保されています。

農地性ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから、事務指針29ページ、のBに該当する第2種農地と判断いたしました。

事業資金は自己資金を運用する計画であり、申請地には小作人などや権利移転に対して支障となるものではありません。

隣接地に対する被害防除計画ですが、雨水は自然浸透により処理する計画となっています。隣接農地は、北側のみにあります。その農地は申請地より地盤が高いため、申請地から雨水等が流出するおそれはないと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者の代表は、申請地の隣接地に居住しており、自宅敷地内に会社の本社事務所を設けています。今回、既存のパレット置場が手狭になったため、本社隣接地に資材置場を新設する計画をしたことであり、必要性和利便性についても認められることから、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

また、権利者代表と義務者は兄弟であり、これからのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われま

す。次に、議案第3号、番号12の調査報告を申し上げます。

立地基準は、11番の案件と同じです。

農地性ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから、事務指針29ページ、のBに該当する第2種農地と判断しました。

事業資金は自己資金を運用する計画です。

申請地は、小作人や権利移転に対して支障となるものではありません。

被害防除計画ですが、駐車場なので砕石を敷き、雨水等は自然浸透により処理する計画で、隣接する農地はありません。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在、隣接において英語塾を経営しており、送迎用の駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を新設する計画です。必要性和利便性についても認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

川野会長

次に、13番、栗原委員、お願いいたします。

栗原委員

議案第3号13番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西へ5キロメートルに位置し、市道に面し

ており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページのBに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は貸資材置場ということですが、申請面積は970平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当だと思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接農地に対する被害防除計画ですが、ネットフェンス及び植木があり、土砂の流出を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内に浸透させることになっております。この計画地の隣接者に確認したところ、説明を受けているとのことでした。

したがって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、申請地南側に隣接する法人の役員であり、資材置場設置後は、この法人に貸付を行うということですから、必要性についても認められ、あわせて許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、11番については、許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、12番については、許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、13番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての14番から15番までを議題といたします。

この案件は、部会案件で農地部会第2班に担当していただきました。

班長の関口副部長から説明をお願いいたします。

関口副部長

では、部会案件を発表いたします。

14番、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積2千349平方メートルほか5筆、6筆合計で3千469.49平方メートル。転用目的、貸資材置場及び貸車両置場用地。目的、現在、申請地の隣接地にある土木工事業を営む会社の役員をしているが、会社の隣接に資材置場や車両置場があった方が業務の効率化と安全対策を図れることから、当該申請地を取得して、資材置場及び車両置場として会社に貸し付けたい。

では、面接調査の結果を報告いたします。

農地法の規定による許可申請に関わる面積調査を行いました。日時は23年10月17日、八街市役所第1会議室、調査委員として農地部会第2班の鈴木部長、関口班長、栗原委員、菅野委員、加藤委員、三須副会長、地区担当委員として中川委員と森委員。事務局より山内主査補と森さんに出席をいただきました。

3番、権利者の代理人として測量会社の方お二人が出席いたしました。義務者の方はご本人が出席をいたしました。

4番、権利者の職業は、株式会社の取締役を行っているそうです。

5番、義務者が申請地を手放す理由、所有する畑が公道に面していなく、権利者の敷地を通り、今まで耕作をしてきたが、離れ畑であるため、手放すことにいたしました。

6番、貸し付ける会社の概要、貸付先会社は資本金、2千万円。年商、1億1千700万円。従業員35名、パートはいないそうです。

保有車両及び重機数、ダンプが7台、重機類は10台、ほかにクレーン車が1台あるそうです。

事業計画、土地利用計画。用途、資材置場及び車両置場として。

申請地を選定した理由及び資材置場等の必要性は、本社の隣接地に位置し、資材や車両の管理が容易であり、利便性が高いので。接道の問題は解消するという目的もございます。既存施設については、返却することになっておるそうです。

造成及び排水処理計画について、造成工事内容、現地盤で利用し、土砂の出し入れは行わない。2番として排水処理計画、外周にコンクリートブロック2段を施工する。雨水宅内処理。資金計画は自己資金。隣接地に対する被害防除対策について、コンクリートブロックを外周に2段積み。隣接農地には被害を及ぼさないようにいたします。

資材置場以外に利用しない旨の契約書について、確認、了承済みです。

その他、確認事項について、ブロック塀の内側に有刺鉄線では危ないので、番線を木杭にて3段を張るそうです。

駐車場として開発するときには、奥の畑と脇の畑に進入路がないので、その進入路をあけて皆さんに利用していただけるようにするそうです。

なお、義務者は大工仕事と農業の兼業であることから、このような結果になったそうです。

以上の面接結果でございますけれども、農地部会第2班としては、慎重に審議した結果、許可相当ということでございます。以上で終わります。

次に、15番を発表いたします。

区分売買、所在山田台字山田台、地目畑、面積5千998平方メートルのうち3千973.24平方メートル。転用目的、駐車場用地。事由、現在、宗教団体の代表をしているが、寺院の参拝者の駐車場が不足し、不便が生じているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

では、面接を報告いたします。

農地部会第2班、前回と同じ人員で面接調査を行いました。

権利者はご本人ほか2名が出席をいたしました。代理人も出席をいたしました。義務者の代理人が出席をいたしました。

権利者の主な事業内容、お寺の法主、それからセレモニー関係会社社長をいたしておるそうです。

義務者が申請農地を手放す理由、農業を営めなくなった。人で不足が主ということ。そのときに、権利者との土地の売買の話が持ち上がったからだそうです。

事業所、お寺の概要。まず、年商として会社を含めて3億1千万円、従業員数28名。パートは正月だけ学生を入れるそうです。保有車両は5台。事業計画、土地利用計画として、駐車場として。申請地を選定した理由、寺の敷地と近く、初詣等の客にも便利であるため。必要性、バスの便等が不便であり、駅からの自動車の需要がほとんどであるため。既存施設については、あります。一部、既存施設を廃止し、一部は継続利用するという事です。

1駐車場から7駐車場まであるそうです、4番を除いて。一部に建設物を作る予定だそうです。

造成及び排水処理計画について、造成工事内容は碎石を敷き、周りは木杭でロープで区画をとるそうです。排水処理計画、駐車场内浸透。資金計画、自己資金にて賄うそうです。

隣接農地に対する同意状況及び被害防除対策について、ほとんど周りが開発されておりますので、一部、義務者の土地が残っております。了解済みだそうです。被害防除対策としては木杭を設置し、周りには耕作している畑がないので、問題はないそうです。

駐車場以外に利用しない旨の計画書について確認、了解済み。その他、確認事項については土砂の搬入はなし。出し入れは全くないそうです。

許可済み地の工事完了報告書を提出いただくよう要請してございます。

以上、農地部会第2班としては、許可相当と審議いたしました。

以上、報告を終わります。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。



ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、14番については、許可相当で決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、15番については、許可相当で決定いたします。

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、総会の資料8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

八街市長より、平成23年10月11日付で農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在大谷流字前田が2筆、用草字西ノ辺田が1筆、地目田、面積3筆合計で3千829平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

以上1件で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

す。

( 挙手全員 )

川野会長

挙手全員でありますので、1番について、承認することに決定いたします。

次に、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字松ヶ丘、地目畑、面積2千676平方メートルのうち154.23平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、遠隔加入者収容装置の設置。

番号2、所在文違字文違野、地目畑、面積886平方メートルのうち24.44平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。

番号3、所在八街字西林、地目畑、面積1万2千181平方メートルのうち35.75平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって了承願います。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在八街字柵形、地目畑が2筆、地目宅地現況畑が1筆、3筆合計で9千543.73平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに平成23年9月13日です。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって了承願います。

次に、平成23年度農業者年金加入推進活動について、事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、平成23年度農業者年金加入推進活動についてご説明いたします。

本日お配りいたしました封筒の資料をごらんいただきたいと思います。

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に期することを目的とする政策年金制度です。毎年、委員の皆様に参加推進をお願いしており、今年度につきましても、戸別訪問による加入推進活動をお願いいたします。

1枚目の平成23年度農業者年金加入推進と書いてあります依頼文をごらんください。

今年度の農業者年金加入目標数は、昨年同様13人と千葉県農業会議の方で設定されております。

次に、2枚目の通知につきましては、千葉県農業会議から加入推進実施についての依頼文でございます。

説明する前に約半分の農業委員さんの方が、新たに変わっておりますので、簡単に農業者年金の特徴についてご説明したいと思います。

資料の別紙3という、農業者年金の特徴と書いてある資料をごらんいただきたいと思います。

農業者年金につきましては、60歳未満の方で国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方であれば、誰でも加入できます。自分名義の農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの農業家族従事者の方も加入できます。

また、脱退は自由で脱退された場合は、脱退の一時金ではなく、それまで支払った保険料と運用益の加入期間に関わらず、将来年金として受け取れます。

新しい制度の主な特徴ですが、旧制度につきましては、昭和46年からありまして、平成13年度に抜本的な改正がされたわけですが、旧制度は当初は現役世代が高齢者世代を支えるという仕組みでございましたが、担い手の減少や急速な高齢化が進み、最終的には年金受給者が74万人に対して加入者が約25万人と、加入者1人に対して受給者3人という厳しい状況になりました。これに基づきまして、現在の制度に生まれ変わったということでございます。

新制度の主な特徴でございますが、新制度は積立方式なので、少子高齢化に強い年金であります。加入者が払った保険料につきましては、その時々の高齢者の年金の給付に使われるのではなく、将来、自らの年金の給付に使われる制度となっております。いわゆる自分たちのもらう分は自分たちで積んでおくと、そのような制度でございます。

また、保険料の額でございますが、これは月額2万円から6万7千円までの間で、1千円単位で自由に決められます。ですから、ゆとりがないときには最低の2万円、ゆとりが出た時点では、最高6万7千円までの間で金額の方を変更することができます。

また、終身年金で80歳まで保障付きということで、年金は65歳からもらえますが、仮に例えば70歳で亡くなったとしても、なくなったときから80歳までもらえるであろう年金の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

また、4番目といたしまして、税制上の優遇措置ということで、中には一般の年金に入っているという方、民間の保険の年金に入っている方がいるということで、よくお聞きしますが、一般の場合は保険料控除は最高5万円が上限ですが、農業者年金の場合につきましては、支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税、住民税の節税につながります。

また、運用でございますけれども、農業者年金につきましては、皆さんが払った年金の保険料につきましては、農業者年金基金で預かりまして、その預かった金額を運用すると。運用して、運用は複数の資産に分散投資して、長期的に運用することにより、安定した運用益が上

ることが期待されるという状況でございます。

また、ガラス張りの運用ということで、毎年資産の積み立て、皆さんが払った年金につきましての状況、また、それを運用した付利通知、いわゆる運用の結果が皆さんのところに行くという形で、ガラス張りの運用が図られるということでございます。簡単に言いますと、そのようなことでございます。

続きまして、別紙1と書いてあります加入推進実施方法をごらんいただきたいと思います。

加入推進の実施方法につきましては、あわせて皆さんのところに別紙2という農業者年金の加入推進働きかけ対象者名簿もお配りしてございます。この名簿につきましては、農家台帳より概ね50歳未満で年間60日以上、農業に従事している方をリストアップいたしました。この中から、できるだけ10名以上の方に戸別訪問による加入推進を実施していただきたいと思っております。中には、10名いないところもございます。いないところにつきましては、できるだけ名簿に載っている方全員に推進をしていただくとともに、また、お知り合いの方がいらっしゃいましたら、お知り合いの方に加入推進をお願いしたいと思っております。

通常の加入の条件でございますが、国民年金の1号の被保険者で、年間60日以上、農業に従事する60歳未満の方であれば、原則として加入ができます。

2番といたしまして、加入推進方法でございますが、事前に9月に農家組合にパンフレットの配付をお願いしてございます。ですので、必要に応じてパンフレットを配付しながら、先ほど説明しました別紙3の年金の特徴などを説明して、農業者年金の加入の意思があるかどうか、確認をお願いしたいと思っております。

中には、過去に推進した方もいらっしゃいますので、今年度、加入する場合は意向の確認をお願いしたいと思っております。全く入らないという方であれば、推進の方はそこで打ち切ってもらって結構でございます。

続きまして、次のページの5番といたしまして、推進した結果、再度推進を行うべきと判断した方については、後日、農業委員会とJA、農協の職員等で、また、地元農業委員とともにご自宅等に伺って詳しい説明をする予定でございます。この判断基準でございますけれども、加入推進の段階で興味があるとか、興味があるので詳しい説明が聞きたいとか、また、検討したいということであれば、再度、農業委員会等で再度訪問していいかどうか、確認していただきまして、うちの方から詳しい説明の方に行って、また、意向の確認をしたいと思っております。

最後に、別紙4ということで、推進結果報告書、加入働きかけ対象者名簿を最終的に来年、年明けの1月20日の総会までに提出いただければと思います。その報告書の状況によりまして、うちの方でピックアップいたしまして、第2回目の加入推進に行きたいと思っております。

できるだけ、各委員さんには最低1名は、第2回目の戸別訪問につながるような推進をお願いしたいと思っております。

なお、農業者年金につきましては、なかなか難しい面もございまして、現在、農業者年金の研修会を実施しようということで、日程調整中でございます。日程が決まり次第、また、後日通知をしたいと思っております。できるだけ早目にしたいと思っておりますが、講師側の方の都合もあり

ますので、できるだけ早いうちにといいことで、今、調整してありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、ご不明な点がありましたら、農業者年金の担当は事務局、山浦でございますので、山浦の方までお問い合わせいただきたいと思ひます。お忙しいところ大変申し訳ございませんが、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

以上です。

川野会長

特別、ご質問ございますか。

林委員

今の農業者年金の推進なんですけれども、昨年度、推進したときに、農協の方から伺ったんですが、農協の方にも、この農業者年金と似たような年金が幾つかありまして、それに入っていると、重複してこれに入れられないということなんですけれども。

川野会長

農業者年金の積み立てみたいなのは、農協でやっているよね。

林委員

農協独自でやっているのがあるわけですね。それとは、この農業者年金を重複して入ることができないのがあると。何か1種類じゃなくて何種類かあるらしいんですよ。

川野会長

では、その方の説明をお願いします。

梅澤副主幹

今の話でございますけれども、多分、みどり年金というような制度でございます。やはりこれは重複して入れません。この推進のテキストがあるんですけれども、これを見ますと、どこの農業委員会でも農協のそういう制度とはぶつかるそうでございます。今そういう話がありましたので、農協も一緒に回っている都合上、なかなか言いづらいんですけれども、うちの方もそういう制度に対してメリットがあるようなところを研究いたしまして、もし、両方検討しているようであれば、なるべく農業者年金に入れるような説明方法を検討したいと思ひます。

以上です。

岩品委員

ここに、推進結果報告書というのがありますけれども、この国民年金の加入の有無というのがありますけれども、これは入っているかどうかというのは、推進に歩いてちょっと聞きづらいですよ。

梅澤副主幹

そうですね。聞きづらいということであれば、そこら辺は特に聞かなくて結構です。後でうちの方で、上がってきた段階で、もし、話を聞きたいということであれば、そこら辺も含めて事前にうちの方でよく調べてから状況を確認して、2回目の訪問につなげたいと思っております。ですから、あくまでも聞ける雰囲気であれば聞いてもらって、聞けなければ聞かないで結

構でございます。

川野会長

ほかにございますか。

(なし)

川野会長

なければ、事務局からの伝達事項がございますので、よろしく申し上げます。

藤崎事務局長

それでは、事務局の方から来月の予定でございますが、10月27日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査、午後1時から農地相談ということで、担当委員、関端部長、瀬山委員、井口委員ということで、よろしく願いいたします。

11月7日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査ということで、担当委員は三須副会長、中川委員、加藤委員ということで、よろしく願いいたします。

11月15日、11月17日、午後1時30分から部会の現地調査、それから面接調査ということをご予定しております。今回の部会につきましては、農政部会の第2班からということになりますので、よろしく願いいたします。

11月21日、月曜日。農業委員会の総会。それから、11月24日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査、午後1時から農地相談ということで、担当委員は鈴木部長、石井委員、菅野委員ということで、予定の方をよろしく願いいたします。

私の方からは以上です。

梅澤副主幹

それでは、私から何点かございます。

先月の総会で制定いたしました農地パトロール実施要領でございますが、短い時間でも結構ですので、農地パトロールを実施いたしましたら、必ず活動日誌に記入されて提出されますようお願いいたします。

次に、放射能関連で、耕種農家の皆様へということで、A4のパンフレットをお配りしております。来月、農家組合に配付予定ですので、参考までに事前にお配りいたしました。

また、10月5日に露地物のサツマイモ、10月12日に露地物の落花生、千葉半立で、同じく10月12日に露地物の大根でございますが、放射能の検査をいたしました。放射性セシウムにつきましては、検出されませんでしたので、あわせてお知らせいたします。

続きまして、総会を欠席される場合につきましては、次回の総会から総会の前でも総会の後でも結構なんですが、欠席届の方を提出されますよう、お願いいたします。

様式の方は、本日1枚お配りしてございますので、それをご利用していただきたいと思っております。

今日お配りした年金の推進者リストでございますけれども、個人情報でございますので、十分に取り扱いの方は注意の方をお願いしたいと思います。

以上です。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時40分)

議事録署名人

議 長

7 番

8 番